

令和 3 年 6 月 八戸市議会定例会

提 出 議 案

6月市議会定例会に付議すべき事件

議案第92号	令和3年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第93号	令和3年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第94号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	5
議案第95号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	9
議案第96号	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係 る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	11
議案第97号	八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第98号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第99号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	19
議案第100号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正 する条例の制定について	21
議案第101号	八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	25
議案第102号	八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	29
議案第103号	八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に關す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて	31

議案第104号	八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第105号	八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第106号	八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第107号	八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第108号	八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第109号	八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第110号	八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第111号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (令和2年度八戸市一般会計補正予算の処分)	47
議案第112号	八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負の一部変更契約の締結について	49
議案第113号	新大橋整備工事（その5）請負の一部変更契約の締結について	51
議案第114号	指定ごみ袋の買入れについて	53

議案第94号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めるについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名　山田　実
　　小野　恭

議案第95号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部
改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額を引き上げるための
ものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部
を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年
八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「166,950円」を「171,650円」に改め、同項第2号中「72,990円」
を「73,090円」に改め、同項第3号中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

議案第96号

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置等に係る基本計画の同意日の期限を延長するとともに、その設置等の期限について所要の改正をし、その他規定の整理をするためのものである。

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る八戸市市税の特別措置に関する条例
(平成20年八戸市条例第1号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条」を「第25条」に改める。

第2条第1項中「平成31年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年を経過する日」を「同月31日」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、救護施設等における就業環境の整備及び非常時の対応の強化を図るためのものであ
る。

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第7条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第7条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八戸市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第17条第2項（改正後の条例第25条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第98号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉施設における書面の作成等について、電磁的記録により行うことを可能とするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第5章 雜則（第41条）
目次中「附則」を 附則 に改める。
」

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

（電磁的記録）

第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第99号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における書面の作成等について電磁的記録により行うことを可能とするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

「第6章 雜則（第49条）
目次中「附則」を に改める。
附則 」

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「限る」の次に「。以下この号及び第4項第1号において同じ」を加え、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第100号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業者等における書面の作成、交付等について電磁的記録又は電磁的方法により行うことを可能とするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「第9章 雜則（第106条）
目次中「附則」を に改める。
附則 」

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第79条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第9章 雜則

（電磁的記録等）

第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方

法をいう。) によることができる。

(八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年八戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第5項、第7条第7項及び第79条第5項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第101号

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス事業者等における書面の作成、交付等について、電磁的記録又は電磁的方法により行うこと可能とするためのものである。

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第65号）の一部を次のように改正する。

「第17章 雜則（第210条）
目次中「附則」を に改める。
附則 」

本則に次の1章を加える。

第17章 雜則

（電磁的記録等）

第210条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第179条の12並びに第179条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第143条、第143条の4、第157条、第170条、第175条、第179条、第179条の12、第179条の20、第196条、第196条の11並びに第207条において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第185条第1項（第196条の11及び第207条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第102号

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施
設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等における
書面の作成、交付等について、電磁的記録又は電磁的方法により行うことを可能とするため
のものである。

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年八戸市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を 「第4章 雜則（第62条）
附則」 に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雜則

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第103号

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業者における書面の作成、交付等について、電磁的記録又は電磁的方法により行うことを可能とするためのものである。

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第67号）の一部を次のように改正する。

「第10章 雜則（第91条）
目次中「附則」を に改める。
附則 」

本則に次の1章を加える。

第10章 雜則

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第104号

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の
設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設における書面の作成、交付等
について、電磁的記録又は電磁的方法により行うことを可能とするためのものである。

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第68号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第105号

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターにおける書面の作成、書面による説明等について、電磁的記録又は電磁的方法により行うこと可能とするためのものである。

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第69号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第106号

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉ホームにおける書面の作成、書面による説明等について、電磁的記録又は電磁的方法により行うことを可能とするためのものである。

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第70号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第107号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

個人番号カード再交付手数料を廃止するためのものである。

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の表を削り、6の表を5の表とし、7の表から9の表までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第108号

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 真

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八戸市国民健康保険税条例（昭和30年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、
「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例

八戸市介護保険条例（平成12年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第110号

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

所得税法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者の選考において優先的に入居させができる者について規定の整備をするためのものである。

八戸市営住宅条例の一部を改正する条例

八戸市営住宅条例（平成9年八戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「寡婦若しくは寡夫」を「ひとり親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

市税、地方交付税等の増額、除雪経費の減額、市債管理基金等の積立て及び市債の決定等のため、令和2年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第11号

令和2年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について
令和2年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の
規定により処分する。

令和3年3月31日

八戸市長 小林 眞

令和2年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第112号

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負の一部変更契約の締結について

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「493,066,200円」を「530,862,200円」に変更する。

新大橋整備工事（その5）請負の一部変更契約の締結について
新大橋整備工事（その5）の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

先に請負契約を締結した新大橋整備工事（その5）について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「148,163,400円」を「159,357,000円」に変更する。

指定ごみ袋の買入れについて

別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和3年6月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
家庭系可燃物用45リットル	6,448,000枚
家庭系可燃物用30リットル	3,168,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,200,000枚
家庭系不燃物用45リットル	286,000枚
家庭系不燃物用30リットル	160,000枚
家庭系不燃物用20リットル	144,000枚
ボランティア可燃物用45リットル	104,000枚
ボランティア可燃物用20リットル	80,000枚
ボランティア不燃物用20リットル	40,000枚
計	11,630,000枚

2 買入金額 64,897,360円